

月刊☆里親だより

第58号 2014年8月10日(日)(公財)全国里親会

◆里親支援総合マニュアル作成研修の開催

7月26日(土)から28日(月)まで、千葉県でのセミナーハウス「クロス・ウェブ幕張」において、全国里親会主催により、里親支援専門相談員の活動マニュアル作りのための研修会が開催されました。

参加者は、地域の里親会代表者と里親支援専門相談員のペアで15組30人。5グループに分かれて各グループが支援活動に必要な事項をKJ法により整理し、活動マニュアルに必要な事項について分類するというものです。

グループごとに林浩康氏(日本女子大教授)、宮島清氏(社事大大学院教授)、横堀昌子氏(青学女子短大教授)、桜井奈津子氏(和泉短大教授)、小木曾宏氏(房総双葉学園施設長)が助言者として加わりました。

マニュアルの章立ての案としては①里親の新規開拓、②里親候補者の週末里親等の調整、③里親委託の推進、④里親家庭への訪問及び電話相談、⑤レスパイトケアの調整、⑥里親サロンの運営、⑦里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、⑧アフターケアとしての相談、⑨実親との関わり、などです。

・グループに分かれて、参加者からの事項の分類作業



・KJ法による分類



◆運営委員会の開催

7月24日(木)、全国里親会事務所で運営委員会が開催されました。

主に「日本フォスターケア研究会(通称 JaFCA)」の発足が

議題。8月28日(木)、研究会発足の発起人会を子どもの城で開催する予定です。

■数字で見ていく里親制度 ①

——里親家庭からの措置変更——

福祉行政報告例から里親制度の現状を数字で見ていくことにします。

今回は、里親家庭から措置変更される子どもは一年間に何人くらいいるかについてしてみました。

近年、里親家庭での不調が増えていると言われていますが、その参考になる数字と言えます。里親家庭からの措置変更のすべてが不調と言うわけではありませんが、不調によるものが多く含まれると考えられます。

最も新しい平成24年度末の数字で、里親家庭(ファミリーホームを含む)には4578人の子どもが委託されていますが、うち356人(7.8%)の子どもが里親家庭からの措置変更となっています。

356人の措置変更のうち、「乳児院や児童養護施設への措置変更」が139人(39.0%)です。「他の里親への措置変更」が111人(31.2%)となっています。「その他」は106人(29.8%)。

里親より施設への措置変更の方が割合としては高いですが、10年前と比較すると(平成14年度)施設への措置変更が66.4%で、徐々に施設への措置変更が少なくなり里親への措置変更が増えてきていると言えます。

里親家庭からの措置変更を10年前、5年前と比べてみると、10年前(平成14年度)は146人で5.8%、5年前(平成19年度)は238人で6.6%、そして平成24年度は7.8%とじわじわと高くなってきています。

平成21年度から新しい制度としてファミリーホームができて、里親がファミリーホームに登録変更すると受託している子どももいったん措置が変更になるので、「その他」にはそうしたものが含まれています。そこで「その他」を除いて里親家庭からの措置変更をみると、10年前は5.2%、5年前は5.8%、そして平成24年度末では5.5%であり、里親家庭からの措置変更の割合は必ずしも増えているとは言えないこととなります。里親に委託される子どもの人数が10年前は2517人で、この10年間で1.8倍に増えているので、里親家庭からの措置変更が目立つのかも知れません。

ところで、里親の種類別に子どもの措置変更の数を見てみると、割合が高いのは「専門里親」で13.2%の措置変更率となっています。やはり養育の難しい子どもが養育されることで、措置変更の割合も高くなるのでしょう。「養子縁組希望里親」の場合でも5.2%の措置変更があります。親族里親でも2.4%の変率です。

ファミリーホームには平成24年度末現在829人の子どもが委託されていますが、1年間で41人(4.9%)が措置変更になっています。措置変更先は乳児院や児童養護施設が24人(58.5%)、里親への委託が9人(22.0%)であり、施設への措置変更の割合が里親家庭より高いと言えます。(木ノ内)